



一般質問

TOYOYAMA

栗田 昌子 議員

Q・公共施設の和式トイレに 手すりの設置を

A・設置する



Q 役場の1階から4階までのトイレは、男女ともに同じ形態か。

A 総務部長

男女共通の形態である。

1階は和式トイレ2つ、洋式トイレ1つ。2階から4階は和式トイレ、洋式トイレ各1つずつ。男女共通の障がい者用トイレも1つずつ設置してある。

Q 和式トイレに手すりが設置されていない理由は、

A 総務部長

建築時の法令や愛知県の施設整備基準に基づいた設計、建築のため、和式トイレに手すりを設置していない。

Q 保健センターの3階、4階の和式トイレには男女ともに手すりがあるが、1階、2階のトイレは、

A 生活福祉部長
手すりは、設置してある。

Q 「ひまわり」には、和式トイレ

がなく洋式トイレが2つある。理由は、

A 生活福祉部長

旧伊勢山保育園の再利用で、構造上の制約があった。障がい者や高齢者が、安心して利用できる設備や仕様を最優先した。

Q 社教センターの1階女子和式トイレに手すりはある

A 教育委員会事務局長

手すりが設置されている。他の供用施設のトイレにないのはなぜか。

Q 新栄供用施設の和式トイレには、

A 総務部長

本庁舎から、設置を始めてはどうか。

Q 高齢社会。トイレに手すり設置

は、大事な配慮。新栄供用施設は、平成17年度に建築。16年度に県の条例が改正され、新たな基準に基づき、手すりを設置した。他の供用施設は、16年度以前の建築のため、設置されていない。



手すりがあると助かります